

法令に基づく水質検査

水質検査結果及びその基準値

採水地点名		西阿知浄水場 出口			採水年月日		2024年10月1日			
水 温		25.9 ℃			残 留 塩 素		0.71 mg/L			
分類	No.	項 目	検 査 結 果	(基準値)	分類	No.	項 目	検 査 結 果	(基準値)	
健康 関 連 項 目 (3 1 項 目)	1	一般細菌	1 個/mL	(100)	生 活 上 支 障 関 連 項 目 (2 0 項 目)	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L未満	(1)	
	2	大腸菌	陰性	(不検出)		33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	(0.2)	
	3	カドミウム及びその化合物	0.00018 mg/L未満	(0.003)		34	鉄及びその化合物	0.018 mg/L未満	(0.3)	
	4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L未満	(0.0005)		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L未満	(1)	
	5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L未満	(0.01)		36	ナトリウム及びその化合物	8 mg/L	(200)	
	6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L未満	(0.01)		37	マンガン及びその化合物	0.001 mg/L未満	(0.05)	
	7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L未満	(0.01)		38	塩化物イオン	8 mg/L	(200)	
	8	六価クロム及びその化合物	0.002 mg/L未満	(0.02)		39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	47 mg/L	(300)	
	9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L未満	(0.04)		40	蒸発残留物	85 mg/L	(500)	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L未満	(0.01)		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L未満	(0.2)	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.48 mg/L	(10)		42	ジエオスミン	0.000001 mg/L未満	(0.00001)	
	12	フッ素及びその化合物	0.09 mg/L	(0.8)		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L未満	(0.00001)	
	13	ホウ素及びその化合物	0.01 mg/L	(1)		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L未満	(0.02)	
	14	四塩化炭素	0.0002 mg/L未満	(0.002)		45	フェノール類	0.0005 mg/L未満	(0.005)	
	15	1,4-ジオキサン	0.001 mg/L未満	(0.05)		46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.6 mg/L	(3)	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0002 mg/L未満	(0.04)		47	pH値	7.35	(5.8~8.6)	
	17	ジクロロメタン	0.0002 mg/L未満	(0.02)		48	味	異常なし	(異常ないこと)	
	18	テトラクロロエチレン	0.0002 mg/L未満	(0.01)		49	臭気	異常なし	(異常ないこと)	
	19	トリクロロエチレン	0.0002 mg/L未満	(0.01)		50	色度	0.6 度	(5)	
	20	ベンゼン	0.0002 mg/L未満	(0.01)		51	濁度	0.1 度未満	(2)	
	21	塩素酸	0.06 mg/L未満	(0.6)		※基準値の単位は検査結果の単位に準ずる。				
	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L未満	(0.02)		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>判 定</p> <p>水 質 基 準 に 適 合 す る</p> </div>				
	23	クロロホルム	0.004 mg/L	(0.06)						
	24	ジクロロ酢酸	0.002 mg/L未満	(0.03)						
	25	ジブromクロロメタン	0.002 mg/L	(0.1)						
	26	臭素酸	0.001 mg/L未満	(0.01)						
	27	総トリハロメタン	0.010 mg/L	(0.1)						
	28	トリクロロ酢酸	0.002 mg/L未満	(0.03)						
	29	ブromジクロロメタン	0.004 mg/L	(0.03)						
	30	ブromホルム	0.001 mg/L未満	(0.09)						
	31	ホルムアルデヒド	0.005 mg/L未満	(0.08)						

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要です。

水の状態

右のグラフは水質基準値と検査結果の割合をグラフ化したものです。

グラフ面積が大きければ、水の状態が良いことを表しています。

グラフにおける番号は水質基準項目の番号を、

番号の外側にはその分類を示しています。

水質基準項目の中でも健康に害のある項目のみを示しました。

グラフが中心に近づけば状態が悪くなっていきます。

数値が0%になれば水質基準を超過したことになります。

